

Title	古代地方官衙遺跡の研究
Author(s)	山中, 敏史
Citation	大阪大学, 1994, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/39342
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏 名 やま 山 なか 中 とし 敏 し 史

博士の専攻分野の名称 博 士 (文 学)

学 位 記 番 号 第 1 1 6 0 9 号

学 位 授 与 年 月 日 平 成 6 年 1 2 月 6 日

学 位 授 与 の 要 件 学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当

学 位 論 文 名 古 代 地 方 官 衙 遺 跡 の 研 究

論 文 審 査 委 員 (主査)
教 授 都 出 比 呂 志
(副査)
教 授 東 野 治 之 助 教 授 福 永 伸 哉

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、古代の地方官衙遺跡の分析を基礎として、日本古代律令国家の地方支配機構である国衙と郡衙の構造と機能とを考察し、その成立と変遷の過程を解明しつつ、国郡制による地方支配の特質を明らかにしようとしたものである。本論文は5章、15節からなり、本文約900枚(400字)、30図、13表からなる労作である。

まず、序章では、本論文の目的が古代国家成立過程研究の基礎的作業であることを述べ、国郡制という地方支配の研究がもつ歴史的な意義を説明する。さらに、古代遺跡の中から一般集落遺跡と官衙遺跡とを識別する上で、建物の構造・規模・配置そして出土遺物の特徴などが手がかりになること、とくに平城宮跡など中央官衙遺跡の特徴が重要な参考となることを説き、以下の各章の考察における資料批判の基準を呈示する。

第1章では、郡衙の構造と機能とを考察する。郡衙が、郡庁・館・厨家・正倉から構成されていたことは、文献史料から知りうるが、これらの実態が遺跡からどのように検証しうるかを問題にする。

まず、郡の執政の中核施設である郡庁は、大型の殿舎数棟と前庭とからなる。諸例を比較すると、形態と規模とにおいて「方半町」とでもいふべき規格のあることが認めうるが、国庁と比較すると、建物配置が多様であり、数類型に分類しうる。また同じ郡庁でも建物配置が時代を経て大きく変化している例が多い。これは、郡のおかれた諸状況に敏感に対応して変化したものであり、実質的な行政実務の場としての郡庁の性格を如実に示している。このような多様性と時代的变化があるとはいえ、正殿を中心に主要な建物をロの字形あるいはコの字形に配する点で共通点をもつ郡庁の建物配置は、宮城の中核施設の原理を祖形として改変されたものであり、儀式や饗宴の場としても機能していたと考えうる。その意味において、この場合は、郡司らが、儀式や饗宴を通じて郡内の政治的な身分序列や従属関係を在地豪族らに再確認させ、自らの権威を強化するという重要な機能を有していたものと考えられる。

館は、公的な使臣や国内を巡行する国司らの宿泊施設として主に利用された。館には、郡庁近くにある場合ととも、郡内に別置される例があったが、後者が、水陸交通の要衝に立地することが多いのは、中央と地方との往還など、交通施設としても重要な役割を果たしたものと考えられる。

厨家は、館の利用者や郡司や徭丁らへの給食を主な職務とした施設であるが、他の郡や国衙への食料供給にも携わ

っていること、また、食料品などを調達・管理する出先の部署や、郡衙の出先機関への供給活動のための下部組織の施設の存在が、郡庁から離れた立地にある官衙遺構出土の厨家関係木簡から推測できる。

正倉は、総柱式高床倉庫の倉と側柱建物の屋とからなる。倉の発掘資料を統計的に処理すると、正倉は一般集落の倉に比べてかなり大型であり、かつ数棟以上が整然と並ぶ配置方式が長年維持される傾向のあることが判明する。このありかたから、正倉が、田租や出挙稲の管理という貯蔵機能をもつだけでなく、国家の威厳を視覚的に誇示する側面をも有していたと考えられる。なお、倉庫令には、正倉を高燥の地に建て、50丈以内に他の建物を建てることを禁止する規定があるが、遺跡の実態と比較すると、必ずしも厳密に遵守されていないことが判明する。

また、伯耆国気多郡におけるケーススタディなどを基礎にすると、同一郡内に同時期の官衙的な遺跡が複数存在する場合があります。郡衙の支所として、郷衙や関所のような機能をもった出先機関が設けられていたと推定できる。

第2章では、国府の構造と機能とを考察する。国衙の施設には、中枢施設である国庁と行政実務を分掌する曹司とがある。国庁の構造が遺跡から一定程度判明しているのは、陸奥、出羽、下野、近江、伯耆、肥前、美作、豊前などの場合である。諸例を詳細に比較すると、大型の殿舎を左右対称のコの字形や、品字形に配し、前庭を設ける点で共通性があり、郡衙と異なって、建物配置が画一的である。この建物配置の祖形を何と見るかについて諸説あるが、宮城における朝堂院の建物配置を基本にして、内裏や中央官衙の要素などを加味し、さらに国庁としての機能に応じた変形を加えたものとする。この場における儀式や饗宴を通じて、国司を頂点とする国内の身分序列を郡司ら地方豪族に確認させつつ、中央集権的支配を強化する上に重要な役割を果たした。

曹司は、文書資料の作成、租税の徴収と管理、国衙財政の出納実務、武器や織物の生産などを分掌した。遺跡に即して分類すると、国庁周辺に集中的に配置する類型と、国府域に分散的に設置する類型とがあり、他所に別置された曹司も存在したことが分かる。

国庁や曹司を中心とする国府については、従来、方八町ほどの規模であり、都城の縮小版というべき構造と考えられてきた。しかし、国府には、都城のような、均一な条坊制的地割が必ずしも初期の段階から認められるわけではなく、再検討が必要である。むしろ、8世紀後半以降の国衙機構の拡充に伴い、国府の範囲が確定・拡大し、国によっては方格地割が整備されたものと考えられる。国府には、国司や徭丁などが集住し、手工業や交易が活発化するなど、農村とは異なる姿が認められる。この点で国府は、広義の政治的都市と考えてよい。

第3章では、以上の2章で考察した郡衙と国衙の構造分析を基礎にして、その歴史の変遷を論じ、律令制地方官衙の成立と展開から、地方支配変化の諸画期を考察する。

郡衙は、初期の評衙の端緒的成立期（7世紀中葉～7世紀第3四半期）、評衙の全国的な成立期（7世紀第4四半期）、郡衙の全国的な成立・整備・確立期（8世紀第1四半期）の三つの画期を経て成立した。この評衙と郡衙の造営場所には、伝統的な在地豪族の本拠地の類型とそれとは離れた場所の類型とがあるが、いずれも豪族の私宅や官衙前身施設とは分離して、新設することが原則になっている。このことこそ、評衙・郡衙の設置が旧来とは質的に異なる新たな地方支配の成立を意味することを雄弁に物語るものとする。

郡庁の中には、8世紀後半～9世紀前半にかけて、殿舎数が減少したり、規模が小型化するものが認められるが、これは政務や儀式・饗宴など郡庁機能が縮小し変容したことを示唆する。正倉は、9世紀前半頃までは、整然とした建物配置が踏襲され、穀倉の大型化や礎石建物の増加などにみるように、その機能を維持拡大しているが、一方では、出挙類稲などを収納する屋・借屋・借倉などの比重が増し、正倉全体の変容が進行している。

一方、国衙は、初期国衙が端緒的に成立する7世紀第4四半期頃から8世紀初め頃、国衙の恒久的施設が全国的に成立する8世紀前半～中頃、の二つの画期を経て成立した。8世紀後半以降には、国庁が礎石建物や瓦葺きに整備され、曹司の官舎も拡充されるなど、国衙機構の拡充整備が考古資料にも反映している。これを先の郡衙機能の縮小・変質と対比すると、その歴史の意味は明瞭である。すなわち、国司は郡司にたいする支配を強め、郡司を単なる徴税請負人とするなど、新たな対応にでたことの反映と考えられる。10世紀になると、郡衙は衰退ないし消滅する。この段階で、国衙にも変化があり、建物の規模や配置の変化のみならず、他所への移転例が増加する。この変化は儀式や饗宴の場としての国庁機能の低下や政務形式の変質を意味し、国衙自体が地方において国家権力を体現する象徴的な機

関から、郡衙の機能を吸収し土着化した地方支配の実務機関へと再編されたことを意味するものであろう。

終章では、以上の考察結果を総括し、地方官衙の考古学的研究と国郡制研究一般との接点がどこにあるかを述べ、今後の研究課題を展望する。

論文審査の結果の要旨

日本古代の地方支配組織としての国郡制に関する文献史料からの研究は、すでに長い歴史をもち、多くの成果が蓄積されている。これに比べて、国衙や郡衙などの遺跡を基礎とする考古学的研究の歴史はまだ浅い。本論文は、この種の研究を組織的、系統的に実施する上で指導的役割を果たしてきた論者がこれまでの成果を総括したものであり、約20年間の研究の集大成である。

本論文の成果は次の3点にまとめることができよう。

第1に、国衙や郡衙について、遺跡を基礎として考察を進めた結果、実態に即して、かなり具体的に追求しえたことである。文献史料のみを基礎とする研究においては、往々にして制度史的研究の枠を打破しにくいのにたいし、考古学の方法を基礎に、文献史学の成果を援用するという論者の方法の強みといえよう。とくに郡衙成立以前の評衙の実態を、文献史料のみから解明することは、きわめて困難であるが、遺跡と木簡との分析からこの課題に迫った。また、郡庁の建物配置の変遷の分析から9世紀前半における郡庁機能の変容と衰退とを見いだしただけでなく、この時期に国衙の機能が拡充していくこととを対比させて、国衙による郡衙機能の吸収を指摘した点は重要な成果の一つと考えられる。

第2に、伯耆国気多郡における事例研究に端的に表れているように、官衙遺跡の個々の例に即して考察した結果、郡衙の出先機関と論者が呼ぶような、官衙の存在が明らかとなった。これは、従来の文献史料による研究からは、その実態が全く不明であった役所である。その性格については、郷衙や関所など様々な解釈の余地があり、今後の研究に委ねるべき部分は多いが、郡内の行政が郡衙一ヶ所を拠点としてのみ達成できたわけではないことを明らかにした点は重要である。さらに、一つの郡内に多様な官衙遺跡が存在することが解明された結果、発掘調査で検出された官衙遺跡の類型分類と性格の判定にさらに慎重な手続きの必要なことを明らかにした。

第3に、国衙や郡衙の景観をリアルに描きだした。建物の規模や数、その配置原理などを詳細に考証し、この作業を基礎に、儀式や饗宴における国司や郡司と地方豪族との座の位置関係を考察して、国庁や郡庁の空間構造が地方豪族の序列づけを強化する機能を有すると指摘した。また、正倉の規模や整然とした配置の景観を復元して、それが、貯蔵施設という物理的機能のみならず、徴税権を行使する国家権力の威厳を民衆に誇示する装置であると評価した。宮殿や官衙や正倉などの建物の巨大さや荘厳さが有する視覚的効果と民衆支配との関係に関する論者の解釈は、今後さらに発展させるべき視点であろう。これらの考察過程で、倉庫令に規定する正倉の立地条件や他の建物との間隔に関する規定がかならずしも遵守されていないことを解明した点は、文献史料にもとづく制度史的研究の弱点を考古学的に検証すべきことを示す成果といえよう。

以上にみたように、律令国家の地方支配の諸画期を論じた本論文は、国家が7世紀中葉に形成を始め、7世紀末から8世紀初頭に成立、8世紀中葉に確立し、9～10世紀に再編成期に入るとする論者の古代国家変遷観と不可分の関係にある。国衙や郡衙の変容にたいする個別の考察にも一貫してこの論理が貫かれており、明快な論述となっている。論証の手続きについていえば、性格の不明な官衙遺跡の機能を論じるに際し、様々な可能性について逐一吟味しながら、消去法で考察を前に進めるなど、着実である。

論者が再検討の必要を提案した国府域の方格地割の実態論については、条里制施行期の評価とあわせ、今後の議論の余地がある。また、論者が郡衙の出先機関とする小規模な官衙類似遺跡については、豪族の居館とどのように識別するのか、その基準を示す必要がある。このように残された課題があるとはいえ、本論文は、この分野の研究における現在の到達点を示す高い水準にあり、その意味で研究史の節目を画する重要な成果といってよい。本審査委員会

は、本論文が博士の学位を授与するに十分に値すると判定するものである。